

伏見区総合庁舎 区民交流スペースのご案内

伏見区総合庁舎では、伏見区のまちづくり活動や地域振興のための取組みの拠点となる区民交流スペースを設置しています。

こんなスペースがあります

凡例（階数、面積、収容人数、設置備品、その他）

*長机は3人掛けです

*会議室にはホワイトボードがあります

- 第1会議室（4階、17.7㎡、10名まで、机4台）



- 第2会議室（4階、25.0㎡、12名まで、長机4台、土足禁止）



- 第3会議室（4階、34.05㎡、18名まで、長机6台）



- 第4会議室（4階、34.05 m²、18名まで、長机6台）



- 第5会議室（4階、71.9 m²、30名まで、長机10台）



- ホール（1階、256.6 m²、210名まで）



*通常は、椅子がない状態になっていますので、使用者で適宜、倉庫の椅子・机を搬出し、レイアウトの変更を行ってください。使用後は、元の状態に戻してください。

付属設備

マイク・アンプ/プロジェクター・スクリーン/ など

*詳細はお問合せ先までご連絡ください。

使用できる曜日・時間帯について

区 分	使用に供する 区分	使用に供する時間
月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日	午前	午前9時から午後0時まで
	午後	午後1時から午後5時まで
	夜間	午後6時から午後9時まで
水曜日	午前	午前9時から午後0時まで
	午後	午後1時から午後5時まで
土曜日	午前	午前10時から午後0時まで
	午後	午後1時から午後5時まで
	夜間	午後6時から午後9時まで
休日等（土曜日を除く。）	午前	午前10時から午後0時まで
	午後	午後1時から午後5時まで

*準備も使用区分時間内をお願いします。

使用できない日

*区の事業で使用する日

*休日に当たる水曜日

*年末・年始（12/29～1/3）

区民交流スペースを利用できる団体

以下の条件をすべて満たす団体

- 伏見区でまちづくり活動や地域振興を支援する団体
- 過半数が、伏見区在住・通勤・通学される方で構成される団体
- 伏見区を主たる活動の場とする団体

使 用 料

無料

申請方法など

・申請方法・受付期間

所定の使用申請書に必要事項を記載のうえ、地域力推進室総務・防災担当（3階37番）まで提出（持参のこと）してください。電話での申込予約はできません。

	申請受付期間
第1～第5会議室	使用日の属する月の前月の5日（5日が区役所閉庁日に当たる場合は直後の開庁日）から使用日（使用日が、区役所閉庁日の場合は直前の開庁日）まで
ホール	使用日の属する月の前々月の5日（5日が区役所閉庁日に当たる場合は直後の開庁日）から使用日（使用日が、区役所閉庁日の場合は直前の開庁日）まで

（例1） 3月6日に会議室を使用したい場合は、前月の2月5日から申込み受付開始。ただし、例えば、2月5日が日曜日の場合は6日（月）から。

（例2） 5月24日にホールを使用したい場合は、前々月の3月5日から申込み受付開始。ただし、例えば3月5日が土曜日の場合は7日（月）から。

（ご注意）

*各月の申請初日（原則毎月5日）のみ午前9時までに、申請のために、抽選会場へ来られた方は同着とみなし、抽選をします（よって、朝早くおいでになる必要はありません）。

*申請初日の午前9時の抽選以降は、随時先着順です。

<使用上限>

第1～第5会議室 → 1箇月につき、4使用区分まで

ホール → 1箇月につき、最大3使用区分まで（うち土日祝は2コマまで）

*使用団体の予約状況、活動内容等についての照会にはお答えしかねます。
直接団体にお問い合わせください。

ご利用にあたって 以下のような使用はできません。

- 政治活動や宗教活動
- 営利を目的とする行為
- 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為
- 大きな音を出す行為（楽器演奏・合唱等） （防音設備になっていないため）
- 激しい振動を伴う行為（スポーツ等）
- 飲食（会議のお茶程度は可）
- おひとりでの使用
- 区役所の業務上又は庁舎管理上支障がある行為等
- インターネットやチラシ等に掲載し、不特定多数に参加を呼び掛ける行為

*上記の行為等が判明した場合は、使用を取り消すことがあります。

他にもこんなスペースがあります

申請などが必要のないスペースで次のようなスペースがあります。ただし、共用スペースですので、皆さままで譲り合って使用してください。

● ロビー（1階）

待ち時間等にご利用いただくロビーです。

お問合せ先 伏見区役所地域力推進室 TEL 611-1293